

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について

… 2

# 公 示

24C01号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月4日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	24C01
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	ちばレインボーバス 株式会社
対象となる路線	事案番号 24C01-1 千葉県八千代市桑納203-1番地先 千葉県八千代市島田台765番地先 1.05キロ  事案番号 24C01-2 千葉県八千代市吉橋670-3番地先 千葉県八千代市吉橋2406-1番地先 0.85キロ  事案番号 24C01-3 千葉県八千代市吉橋659-2番地先 千葉県八千代市吉橋2150-2番地先 0.11キロ
廃止の予定日	令和6年9月30日
廃止を必要とする理由	近接する他路線の開通や、スクールバスの運行開始等、代替交通手段の充実により、利用が少なく、収支状況が芳しくないため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。